

※令和6年6月1日から、自己負担額が変更されています。

### 入院時食事療養費

区分	自己負担額 食費（1食あたり）（※1）	
	令和6年5月31日まで	令和6年6月1日から
一般	460円（※2）	490円（※2）
小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者（※3）	260円	280円
市民税非課税世帯	210円【160円】（※4）	230円【180円】（※4）
市民税非課税世帯で世帯全員の所得が0円（※5）の世帯における70歳から74歳までの方	100円	110円

（※1）食事代の1日の自己負担額は3食に相当する額を限度とします。

（※2）平成28年4月1日において継続して1年以上精神病床に入院している方で、引き続き入院されている方については、260円になる場合があります。

（※3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病児童等又は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病の患者。

（※4）【 】は、直近12か月の入院日数が90日を超えている場合の負担額。

（※5）公的年金等控除額は80万円として計算します。

### 入院時生活療養費

「療養病床」に入院する65歳以上の方については、次の表のとおり食費（食事代）の負担と、居住費（光熱水費相当額）の負担が必要です。

ただし、市民税非課税世帯や、指定難病患者の方は自己負担額が軽減されます。

### 入院時生活療養費

区分	自己負担額		居住費 （1日あたり）
	食費（1食あたり）（※1）		
	令和6年5月31日まで	令和6年6月1日から	
一般	460円 （420円）（※2）	490円 （450円）（※2）	370円
指定難病患者（※3）	260円	280円	0円
市民税非課税世帯	210円 【160円】（※4）	230円 【180円】（※4）	370円
市民税非課税で世帯全員の所得が0円（※5）の世帯における70歳から74歳までの方	130円 <100円> （※6）	140円 <110円> （※6）	

（※1）食事代の1日の自己負担額は3食に相当する額を限度とします。

（※2）（ ）は、入院中の医療機関が「入院時生活療養費Ⅱ」に該当する場合の負担額

（※3）難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病の患者。

（※4）【 】は、入院医療の必要性の高い患者の方（人工呼吸器や中心静脈栄養を要する方）で、直近12か月の入院日数が90日を超えている場合の負担額。

（※5）公的年金等控除額は80万円として計算します。

（※6）<>は、入院医療の必要性の高い患者の方（人工呼吸器や中心静脈栄養を要する方）の負担額。

### 境界層該当について

各区の生活支援担当から交付される保護申請却下通知書に基づき、医療費の負担区分が下がる制度です。

なお、保護申請却下通知書に記載の負担区分が『（境）』となっている方は、入院時生活療養費における食事代（1食あたり）が100円、居住費が0円となります。